
プロジェクト	LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い
項目	金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応に関する分析

I. 本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）に関して、金利指標置換後¹の取扱いに対する追加的な対応に関する事務局の分析をお示ししたうえで、関係者のニーズを確認することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められる中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることとなり、後継の金利指標への置換えを余儀なくされることが見込まれた。
3. 金利指標改革に起因する LIBOR の置換えは、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。この点、ヘッジ会計の適用に関して、金利指標改革の影響のみに起因して、金融商品会計基準等²の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定めたいとヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考え、2020 年 9 月に実務対応報告第 40 号を公表することとした。

¹ 「金利指標置換後」とは金利指標置換時よりも後の期間をいう。また、「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点（双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点）であり、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金融商品のうちいずれかのみが LIBOR を参照している場合は、そのいずれかにおいて後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点としている（実務対応報告第 40 号第 4 項(4)及び(5)）。

² 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

4. ここで、2020年9月に実務対応報告第40号を公表した時点では、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約1年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認することとしていた。これを受けて、2021年10月より金利指標置換後の取扱いについての審議を再開し、米ドル建LIBORの一部のターム物の公表停止時期の延期などの状況を踏まえ、2022年3月に実務対応報告第40号の改正を行った。主な改正点は次のとおりである。
 - (1) 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長
 - (2) 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の取扱いの明確化
5. また、2022年3月の実務対応報告第40号の改正した時点においても、米ドル建LIBOR及びそれ以外の通貨建てのLIBORに関する不確実性が完全になくなったというだけでもないため、金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行う時期を1年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしていた。

III. 実務対応報告第40号における金利指標置換後の取扱い

6. 実務対応報告第40号における金利指標置換後の取扱いに関して、主な内容は次のとおりである。
 - (1) 金利指標置換前において実務対応報告第40号の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計（繰延ヘッジ、時価ヘッジ、包括ヘッジ、及び金利スワップの特例処理等）を適用していた場合に、金融商品会計基準第31項(2)及び金融商品実務指針第146項で定めるヘッジ有効性の評価（以下「事後テスト」という。）の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を継続することができる。また、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができる（実務対応報告第40号第10項、第14項及び第15項、第18項及び第19項）。
 - (2) 金利スワップの特例処理等については、金利指標置換時が2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日までに到来していない場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第178項の⑤以外の要

件を満たしているときは、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理の適用を継続することができる（実務対応報告第40号第19-2項）。

IV. ASBJ 事務局の分析

7. 前項で示すヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いについては、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日までとしており、当該特例的な取扱いの適用期間の更なる延長などの追加的な対応を検討するかどうか論点になると考えられる。
8. ここで、2023年9月に金融庁及び日本銀行が公表した「LIBOR 利用状況調査結果概要」（以下「LIBOR に関する調査結果」という。詳細は審議事項(3)-2 参考資料を参照。）では、2023年6月30日の米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表終了をもって、すべての LIBOR の公表が停止されており、LIBOR 公表停止の概要として次の表が示されている³。

通貨	テナー（期間）	パネルLIBOR 公表停止日	シンセティックLIBOR				
			公表開始日	公表終了日			
円	翌日、1週間、2か月、12か月	2021年12月31日	(公表なし)				
	1か月、3か月、6か月		2022年1月4日	2022年12月31日			
ポンド	翌日、1週間、2か月、12か月		(公表なし)				
	1か月、6か月		2022年1月4日	2023年3月31日			
	3か月		2022年1月4日	2024年3月31日			
スイスフラン	翌日、1週間、1か月、2か月、 3か月、6か月、12か月		(公表なし)				
ユーロ							
ドル	1週間、2か月				2023年6月30日	2023年7月3日 2024年9月30日	
	翌日、12か月						
	1か月、3か月、6か月						

9. 以降では、通貨ごと（円、英ポンド、スイスフラン、ユーロ、米ドル）に LIBOR 及びシンセティック LIBOR の公表停止状況に基づいてさらなる分析を行う。なお、ス

³ シンセティック LIBOR は、ターム物リスク・フリー・レート（日本円建 LIBOR であれば東京ターム物リスク・フリー・レート）に、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）による LIBOR から代替金利指標への置換に係る所定のスプレッド調整を加味したレートとして算出することとされている。そのため、シンセティック LIBOR は、既存の LIBOR と同様に「LIBOR」の名称を用いて公表されるものの、公表が停止される LIBOR とは実質的に異なるものと考えられる（実務対応報告第40号第33-3項）。

イスフランとユーロについてはまとめて分析を行う。

(日本円建 LIBOR 及びシンセティック LIBOR)

10. 日本円建 LIBOR は 2021 年 12 月 31 日に、日本円建シンセティック LIBOR (1 か月、3 か月、6 か月) は 2022 年 12 月 31 日に公表が停止又は終了されている。LIBOR は金利更改日に見直しが行われる前決めターム物金利であることから、日本円建 LIBOR 及び日本円建シンセティック LIBOR を参照する契約については、2023 年 12 月時点において後継の金利指標への置換えが完了していると考えられる。

(英ポンド建 LIBOR 及びシンセティック LIBOR)

11. 英ポンド建 LIBOR は 2021 年 12 月 31 日に、英ポンド建シンセティック LIBOR のうち一部のターム物 (1 か月及び 6 か月) は 2023 年 3 月 31 日に公表が停止又は終了されている。これらの金利指標を参照する契約については、2023 年 12 月時点において後継の金利指標への置換えが完了していると考えられる。
12. 英ポンド建シンセティック LIBOR のうち 3 か月のターム物については、2024 年 3 月 31 日に公表終了が予定されている。この点、LIBOR は金利更改日に見直しが行われる前決めターム物金利であることから、3 月決算企業において決算短信の公表が見込まれる第 1 四半期末 (2024 年 6 月 30 日) では、英ポンド建の 3 か月シンセティック LIBOR を参照する契約は限定的であると考えられる。

また、金利スワップの特例処理等に関して、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が一定の要件を満たす場合には、金利スワップの特例処理の適用を継続することができる (本資料第 6 項(2)) ことから、ヘッジ会計の適用に関する影響は限定的であると考えられる。

(スイスフラン建 LIBOR 及びユーロ建 LIBOR)

13. スイスフラン建 LIBOR 及びユーロ建 LIBOR は 2021 年 12 月 31 日に公表が停止されており、2023 年 12 月時点において後継の金利指標への置換えが完了していると考えられる。

(米ドル建 LIBOR 及びシンセティック LIBOR)**米ドル建 LIBOR**

14. 米ドル建 LIBOR は 2023 年 6 月 30 日に公表が停止されている。この点、LIBOR に関する調査結果では、「2023 年 6 月末をもって公表が停止された米ドル建 LIBOR を参照する契約の移行対応状況は概ね完了した。」と述べられている。また、2023 年 7 月以降の初回金利更改日まで相応の期間があり、顧客等から金利情勢等を見極めた

いと意向が示された等の理由により対応が確定していない契約についても、「初回金利更改日までに契約当事者間での調整が完了するように交渉が継続している。」とされている。

15. ここで、LIBOR は金利更改日に見直しが行われる前決めターム物金利であったことから、2023 年 7 月 1 日以降の金利更改日の到来にあわせて LIBOR を参照する契約は減少していくことになると考えられる。また、LIBOR のテナー（期間）は最長 12 か月であることを踏まえると、3 月決算企業において決算短信の公表が見込まれる第 1 四半期末（2024 年 6 月 30 日）では、LIBOR を参照する契約は限定的であると考えられる。

米ドル建シンセティック LIBOR

16. 米ドル建シンセティック LIBOR については、2024 年 9 月 30 日に公表終了が予定されており、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度においてもヘッジ会計の適用に影響を与える可能性もあると考えられる。
17. この点、LIBOR に関する調査結果では、調査対象となった 279 の金融機関のうち 39 の金融機関において、米ドル建シンセティック LIBOR を利用又は利用する可能性があるとの回答があったとされている一方、その契約件数は貸付金で約 690 件、デリバティブで約 230 件と示されていることを踏まえると、影響は限定的であると考えられる。

(小括)

18. 上述の分析を踏まえると、実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応は不要と考えられる⁴。一方、金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応に関するニーズを確認することが望ましいと考えられるため、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員に対して、金利指標置換後の取扱いへの追加的な対応に関するニーズについて意見を伺うことが考えられる。

⁴ 実務対応報告第 40 号では、事後テストにおいて継続適用を条件として金利指標置換時（再置換時を含む。）を起点とすることを認めるなど、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降の会計処理に影響する定めが含まれている。このため、実務対応報告第 40 号の適用を中止（廃止）することは予定していない。

V. ASBJ 事務局の提案

19. 実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応は不要と考えられるがどうか。仮に実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応に関するニーズがあれば、その内容についてご教示いただきたい。

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 7 項から第 19 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。
- ② 実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱いに対する追加的な対応に関するニーズがあれば、その内容についてご教示いただきたい。

以上